最終更新日：2020年6月29日

# 株式会社フジシールインターナショナル

取締役　代表執行役社長　　岡﨑　成子
問合せ先：ＦＳ1本部 (06-6350-3278)

証券コード：7864

http://www.fujiseal.com/jp/

**当社のコーポレート･ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート･ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1．基本的な考え方

当社グループは、「包んで価値を、日々新たなこころで創造します。」を経営理念に、飲料、食品、日用品、医薬品など業界のお客様の課題や要望に応えるパッケージを開発･提供することで、成長してきました。
「お客様のパッケージへのニーズを理解し、差別化した商品･サービスを提供することで、お客様に一番に指名され続けるパートナーになる」ことを、経営の基本方針としております。
また、当社は企業価値の向上のため、株主の権利･利益の保護、ステークホルダーとの円滑な関係の構築、経営の透明性の確保及び有効な経営監視体制の構築が不可欠であると認識し、コーポレート･ガバナンスの強化に取り組んでおります。
当社は、これらの目標･取組みとともに株主の皆様をはじめお客様、従業員、お取引先、社会等ステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、企業価値の中長期に亘る安定的な向上を目指して努力してまいります。
この観点より、経営の意思決定、業務執行及び監督、更にグループの統制、情報開示などについて適切な体制を整備し、必要な施策を実施してまいります。

#### 【コーポレートガバナンス･コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス･コードの各原則を実施しております。

#### 【コーポレートガバナンス･コードの各原則に基づく開示】

当社は、コーポレートガバナンス･コードの各原則の実施状況を、「コーポレート･ガバナンス基本方針」（以下「当社方針」とします）として策定し、次の当社ホームページ上に掲載しております。
<http://www.fujiseal.com/jp/about/governance.html>

なお、コーポレートガバナンス･コードにおいて開示すべきとされる事項については、当社方針のうち、それぞれ次の項目を参照ください。
原則1-4：当社方針「1、株主の権利、平等性の確保」
原則1-7：当社方針「1、株主の権利、平等性の確保」
原則2-6：当社方針「2、株主以外のステークホルダー」
原則3-1：当社方針「3、情報開示」
補充原則4-1-1：当社方針「4、取締役会の責務」
原則4-9：当社方針「4、取締役会の責務」
補充原則4-11-1：当社方針「4、取締役会の責務」
補充原則4-11-2：当社方針「4、取締役会の責務」
補充原則4-11-3：当社方針「4、取締役会の責務」
補充原則4-14-2：当社方針「4、取締役会の責務」
原則5-1：当社方針「5、株主との対話」

### 2．資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 30%以上 |

#### 【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数 (株) | 割合 (%) |
|---|---|---|
| 株式会社創包 | 6,240,000 | 11.23 |
| 公益財団法人フジシール財団 | 4,800,760 | 8.64 |
| GOLDMAN,SACHS& CO.REG<br>(常任代理人 ゴールドマン･サックス証券株式会社) | 4,634,653 | 8.34 |
| 日本トラスティ･サービス信託銀行株式会社 (信託口) | 3,381,400 | 6.08 |
| RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT<br>(常任代理人 シティバンク、エヌ･エイ東京支店) | 1,818,105 | 3.27 |
| 岡﨑 成子 | 1,801,720 | 3.24 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (リテール信託口820079255) | 1,800,960 | 3.24 |
| 藤尾 弘子 | 1,784,960 | 3.21 |
| JP MORGAN CHASE BANK 385632<br>(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部) | 1,676,111 | 3.01 |

| | | |
|---|---|---|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 1,671,700 | 3.01 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明 更新

1．上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 1,425千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 3,352千株
なお、それらの内訳は、投資信託設定分3,367千株、年金信託設定分175千株、その他信託分1,235千株となっております。

2．自己株式4,597千株を所有しておりますが、上記大株主の状況には記載しておりません。

3．株式会社創包は岡﨑成子が代表者であり、議決権行使については実質的に一体とみなされることから、当社の主要株主である筆頭株主は岡﨑成子であります。

4．2019年9月10日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、マフューズ・インターナショナル・キャピタル・マネージメント・エルエルシーが2019年9月3日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。
氏名又は名称：マフューズ・インターナショナル・キャピタル・マネージメント・エルエルシー
住所：アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコ、エンバーカデロ・センター4、スイート550
保有株券等の数2,376（千株）
株券等保有割合3.9（%）

5．2020年3月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、バーガンディ・アセット・マネジメント・リミテッドが2020年3月13日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。
氏名又は名称：バーガンディ・アセット・マネジメント・リミテッド
住所：カナダ M5J 2T3 オンタリオ、トロント、ベイ・ストリート181、スウィート4510
保有株券等の数3,049（千株）
株券等保有割合5.1（%）

(2020年3月31日現在)

## 3．企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 3月 |
| 業種 | その他製品 |
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における（連結）売上高 | 1000億円以上1兆円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社以上50社未満 |

## 4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

## 5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1．機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 指名委員会等設置会社 |

【取締役関係】

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 15 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 更新 | 6名 |

【社外取締役に関する事項】

| | |
|---|---|
| 社外取締役の人数 | 4名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 4名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 加藤　文夫 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 塩路　広海 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 牧　辰人 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 関　勇一 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 所属委員会 | | | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 指名委員会 | 報酬委員会 | 監査委員会 | | | |
| 加藤　文夫 | ○ | ○ | ○ | ○ | 同氏は、東京証券取引所等の定めに基づく独立役員です。<br>＜重要な兼職の状況＞<br>株式会社フジシール監査役 | 持株会社の経営者、また教育関係者として豊富な経験及び幅広い見識をもっておられ、持株会社としての当社グループの機能体制の充実やグループ経営の推進に対する的確な助言と監督ができること、また当社グループとの間に特別の利害関係なく、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないと判断し、選任しております。 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 塩路　広海 | ○ | ○ | ○ | ○ | 同氏は、東京証券取引所等の定めに基づく独立役員です。<br>＜重要な兼職の状況＞<br>塩路法律事務所所長<br>株式会社立花エレテック社外監査役 | 弁護士実務を通じて培われた豊富な経験及び幅広い見識をもっておられ、専門的見地に基づき、当社の経営体制に対する的確な助言と監督ができること、また当社グループとの間に特別の利害関係なく、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないと判断し、選任しております。 |
| 牧　辰人 | ○ | ○ | ○ | ○ | 同氏は、東京証券取引所等の定めに基づく独立役員です。<br>＜重要な兼職の状況＞<br>SCS国際有限責任監査法人代表社員<br>SCS国際コンサルティング株式会社代表取締役 | 公認会計士として、グローバルな会計、財務及び税務における豊富な経験及び幅広い見識をもっておられ、専門的見地に基づき独立的な経営判断ができること、また当社グループとの間に特別の利害関係なく、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないと判断し、選任しております。 |
| 関　勇一 | ○ | ○ | ○ | ○ | 同氏は、東京証券取引所等の定めに基づく独立役員です。<br>＜重要な兼職の状況＞<br>― | 技術開発分野を中心に、安全防災・ものづくりにおける責任者として豊富な知見を持っておられるだけでなく、上場企業経営者としての経験をもっておられ、当社の技術経営基盤に対する的確な助言と監督ができること、また当社グループとの間に特別の利害関係なく、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないと判断し、選任しております。 |

## 【各種委員会】

### 各委員会の委員構成及び議長の属性

| | 全委員（名） | 常勤委員（名） | 社内取締役（名） | 社外取締役（名） | 委員長（議長） |
|---|---|---|---|---|---|
| 指名委員会 | 5 | 0 | 1 | 4 | 社内取締役 |
| 報酬委員会 | 5 | 0 | 1 | 4 | 社内取締役 |
| 監査委員会 | 4 | 0 | 0 | 4 | 社外取締役 |

## 【執行役関係】

| | |
|---|---|
| 執行役の人数 更新 | 12名 |

### 兼任状況 更新

| 氏名 | 代表権の有無 | 取締役との兼任の有無 | | | 使用人との兼任の有無 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 指名委員 | 報酬委員 | |
| 岡﨑 成子 | あり | あり | ○ | ○ | なし |
| 城川 雅行 | あり | あり | × | × | なし |
| 京金　武司 | なし | なし | × | × | なし |
| 有馬　浩司 | なし | なし | × | × | なし |
| 櫻井　新吾 | なし | なし | × | × | なし |
| 矢田　彰一 | なし | なし | × | × | なし |
| 菊池　淳美 | なし | なし | × | × | なし |
| 臼井 裕之 | なし | なし | × | × | なし |
| 松﨑 耕介 | なし | なし | × | × | なし |
| 川﨑 悟 | なし | なし | × | × | なし |
| 福田 真久 | なし | なし | × | × | なし |
| 髙橋 文章 | なし | なし | × | × | なし |

## 【監査体制】

| | |
|---|---|
| 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 | あり |

### 当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査担当者等の異動、人事考課及び給与改定については、監査委員会の同意を要するものとします。
また、執行役は、監査担当者等がその職務を遂行する上で不当な制約を受けないよう配慮しなければならず、監査担当者等はその職務を遂行する上で不当な制約を受けたときは、監査委員会または監査委員に報告し、不当な制約を排除するよう求めることができるものとします。

### 監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

＜監査委員会と会計監査人の連携状況＞
1．監査法人の名称：有限責任監査法人トーマツ
2．継続監査期間：13年間
3．業務を執行した公認会計士：生越栄美子氏及び川合直樹氏
4．監査業務に係る補助者の構成：公認会計士10名、その他12名
(2020年3月期)

監査委員会と会計監査人は、緊密な連携を保つとともに、定期的に監査方針や監査意見交換などを行う会合を開催し、監査計画及び結果について報告を受け、意見を述べるとともに会計監査の有効性を評価し、また監査の実効性向上に努めております。
2020年３月期は監査委員会を６回開催し、財務会計、ガバナンス、内部統制、リスクマネジメント等に関する監査結果について意見交換を実施しました。

＜監査委員会と内部監査室との連携状況＞
監査委員会は、グループ内部監査室と委員会開催時及びメール等の手段により報告･意見交換･調整を行っています。
監査委員会は、内部監査計画を承認し、グループ内部監査室は、ホールディングカンパニーの監査部門としてグループ全体のガバナンス･内部統制･リスクマネジメントの状況を把握し、監査結果を監査委員会に報告し、必要に応じて関係者に改善策の提案を行っています。

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 4 名 |

### その他独立役員に関する事項

―――

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役･執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 業績連動報酬制度の導入、その他 |

### 該当項目に関する補足説明

(業績連動型報酬制度)
執行役の報酬は、基本報酬と業績連動報酬で構成し、業績連動報酬は各執行役が分掌する部門の業績達成度等に応じて決定した額とします。
なお、業績連動報酬が一定額に達した場合は、その一部を当社株式で支給します。
業績連動報酬が報酬総額に占める比率は０％～30％程度の範囲で変動し、算定項目には中期経営計画に則した連結売上高、営業利益率、ＲＯＥなど定量的な指標のほか、人財育成など定性的な項目が含まれます。

(その他)
株主の皆様と同じ価値観を共有し、当社グループの企業価値を持続的に向上させるため譲渡制限付株式をインセンティブとして支給します。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | |

### 該当項目に関する補足説明

―――

## 【取締役･執行役報酬関係】

| | |
|---|---|
| (個別の取締役報酬の) 開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
| (個別の執行役報酬の) 開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

### 該当項目に関する補足説明

社内取締役及び執行役、社外取締役の別に総額を開示しております。

| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 | あり |
|---|---|

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(報酬の額)
社内取締役及び執行役、社外取締役の別に総額を開示
2020年3月期における取締役及び執行役に支払った報酬は、社外取締役：5名 29,628千円、執行役：16名 285,243千円 (内訳　基本報酬：216,653千円、業績連動報酬：34,839千円、譲渡制限付株式報酬：33,750千円)　合計21名 314,871千円であります。
(注)
1．期末現在の人員は、取締役8名 (うち社外取締役4名) 、執行役13名 (うち取締役を兼務4名) であります。
2．取締役と執行役を兼務している者の報酬は、執行役の金額に含めて記載しております。
3．執行役のうち、子会社の業務執行を主とする者の報酬は、子会社で支払っております。
4．上記のほか社外取締役が、当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬額は1,200千円であります。
5．上記の「譲渡制限付株式報酬」は、当事業年度に費用計上した額であります。

(役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項)
報酬委員会は、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬内容の決定に関する方針を以下のとおり定めました。報酬委員会は、当方針により取締役及び執行役が受ける個人別の報酬を決定するものであります。

イ．基本方針
当社の取締役及び執行役の報酬は、各人の経歴・職歴・職務・職責に応じ、当社の業績・経営環境等を考慮の上、決定します。

ロ．取締役の報酬に関する方針
取締役の報酬については定額とし、その支給水準については当該年度の基本方針のもと、常勤・非常勤の別、取締役としての職務の内容を考慮して決定します。
なお、執行役を兼務する取締役に対しては、執行役報酬を主体に支給します。

ハ．執行役の報酬に関する方針
基本報酬と業績連動報酬で構成します。基本報酬は各執行役の職務・職責に応じた定額とし、業績連動報酬は各執行役が分掌する部門の業績達成度等に応じて決定した額とします。
なお、業績連動報酬が一定額に達した場合は、その一部を当社株式で支給します。

**【社外取締役のサポート体制】**

取締役会事務局や各委員会事務局が窓口兼サポート役を担っており、連絡は電話やメールを使用し、タイムリーに対応しております。

## 2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、指名委員会等設置会社であり、グループ全体の経営に対するコーポレート・ガバナンスを強化し、株主・投資家に対して経営に対する透明性の向上を図っております。
取締役会は、社外取締役4名を含む取締役6名で構成されており、取締役会の下には過半数を社外取締役で構成する指名・報酬・監査の3委員会を設置し、さらに監査委員会の下に監査委員会の職務を補助する組織として「グループ内部監査室」を設置して、経営に関する監督機能を強化しております。

＜取締役会＞
取締役会は、会社の経営の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経営の基本方針並びに経営業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認し、取締役及び執行役の職務を監督します。
取締役会は年4回を定期開催とし、必要な場合は臨時取締役会を開催しております。2020年3月期は5回開催し、取締役全員が5回全ての取締役会に出席しております。
なお、当社の取締役会は、1回の開催で2日間にわたる審議を原則とし、2020年3月期はのべ9日間合計51時間超の審議を行っております。また、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第22条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が19回ありました。
取締役会開催とあわせ、各執行役・各社社長による業務執行報告を実施し、また各執行役・各社社長は月次でも定量的・定性的な報告を実施しております。

＜指名委員会＞
指名委員会は、当社グループの適切な経営体制の構築に資することを目的として、会社法第404条第1項の権限を有する機関として設置され、取締役候補者・執行役の選解任につき、選任基準等に照らし、検討決定しております。社内取締役：岡崎 成子氏を委員長として、社外取締役である加藤 文夫氏、塩路 広海氏、牧 辰人氏、関 勇一氏の計5名で構成されております。
2020年3月期は8回開催し、委員全員が全ての指名委員会に出席しております。

＜報酬委員会＞
報酬委員会は、当社グループの経営の透明性の確保に資することを目的として、会社法第404条第3項の権限を有する機関として設置され、取締役・執行役の報酬につき、基本報酬額・インセンティブ額・評価項目を検討決定しております。社内取締役：岡崎成子氏を委員長として、社外取締役である加藤 文夫氏、塩路 広海氏、牧 辰人氏、関 勇一氏の計5名で構成されております。
2020年3月期は8回開催し、委員全員が全ての報酬委員会に出席しております。

＜監査委員会＞

監査委員会は、当社グループの業務の適法、妥当かつ効率的な運営、すなわち年度方針及び中長期の経営方針に沿った運営に資することを目的として、会社法第404条第2項の権限を有する機関として設置されております。社外取締役：加藤 文夫氏を委員長として、社外取締役である塩路 広海氏、牧 辰人氏、関 勇一氏の計4名で構成されております。
2020年3月期は6回開催し、委員全員が全ての監査委員会に出席しております。
以上の各委員会には事務局を設置し、委員会の円滑な運営をサポートしております。

＜グループコンプライアンス委員会＞
グループコンプライアンス委員会は、グループのコンプライアンス経営の推進及び支援を目的として、コンプライアンスに関する組織及び体制の検討・決定をはじめとするコンプライアンスに関わる重要事項の取締役会への報告と審議依頼を行う機関として設置されております。代表執行役：岡崎 成子氏を委員長として、社外取締役4名を含む取締役6名で構成されております。
2020年3月期は4回開催し、委員全員が4回全てのグループコンプライアンス委員会に出席しております。

## 3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は指名委員会等設置会社の体制を採用しており、社外取締役4名が各自の経験や見識に基づいた監査機能をもつことで、コーポレート・ガバナンスの強化を行っております。当社が現状の体制を採用している理由は次のとおりであります。
・ グループ全体の経営に対するコーポレート・ガバナンスを強化する。
・ 株主・投資家に対する経営の透明性を向上する。
・ 各事業会社における業務執行とグループ経営との役割を明確にし、グループ戦略の効率と質を向上する。
・ 社外取締役の活用により、視野を広げた戦略と変化へのスピードアップを図る。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 第62期定時株主総会の招集通知は、2020年６月５日に発送いたしました。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 第62期定時株主総会は、2020年６月23日に開催いたしました。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | パソコンや携帯電話から株主名簿管理人の議決権サイトを利用して電磁的に行使をすることができます。 |
| その他 | 第62期定時株主総会の招集通知は、当社ウェブサイトに掲載しております。 |

### 2．IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 当社は、情報開示に関する法令遵守及びコーポレートガバナンス推進の一環として、「グループディスクロージャーポリシー」を制定し、株主・投資家の皆様に対し、投資判断に影響を与える決定事項、発生事実、決算に関する情報が発生した場合等の重要情報の開示については、金融商品取引法等の諸法令ならびに東京証券取引所の定める適時開示規則等に沿って情報開示を行っています。また、諸法令や適時開示規則等が定める重要事実に該当しない情報についても、株主・投資家の皆様にとって有用と判断される情報については、可能な範囲でタイムリーかつ公平に開示します。 | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 年数回、証券会社等が主催の説明会に参加しております。代表者が出席できないときは、IR担当が参加しております。 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 年２回、第２四半期決算・期末決算における説明会を開催しております。直近では、2019年11月13日及び14日に当社取締役代表執行役の岡崎成子並びに各担当執行役が、アナリスト及び機関投資家の方に対し、当社グループの中期経営計画について説明をいたしました。 | あり |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催 | 海外において投資家向けの説明会は実施しておりませんが、海外投資家が日本に来日された際に個別面談を実施、また電話による個別面談に対応しております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 当社ウェブサイトのIR情報（http://www.fujiseal.com/jp/ir/index.html）において、次の資料を掲載しております。（業績・財務情報、各種IR報告、株主・株式情報、IRカレンダー、よくあるご質問、会社情報、お問い合わせ、免責事項、ディスクロージャーポリシー、株価情報、電子公告） | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | 当社のIR担当部署は、IRグループ（担当者：執行役　人事・IR担当　菊池淳美）であり、情報取扱責任者は執行役　財務・リスクマネジメント担当　髙橋文章であります。 | |

### 3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 「フジシールグループ倫理綱領」の中の『ＦＳＧ倫理規範』に、ステークホルダーの立場の尊重を規定しております。 |
| 環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施 | 国内全グループ及び、海外の４拠点においてISO14001を取得し、環境保全活動を推進すると共に、シュリンクラベルを中心としたパッケージの事業を推進するなかで、環境に配慮した製品の開発と提供に注力しております。 |

| | |
|---|---|
| **ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定** | 「グループディスクロージャーポリシー」及び「グループディスクロージャー規程」を制定し、適時・適切な開示活動に努めるよう、情報提供に係る方針等を策定しております。 |

# Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

## 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

［経営の基本方針］
当社グループは、「包んで価値を、日々新たなこころで創造します。」を経営理念に、飲料、食品、日用品、医薬品などの業界のお客様の課題や要望に応えるパッケージを開発・提供することで、成長してきました。「お客様のパッケージへのニーズを理解し、差別化した商品・サービスを提供することで、お客様に一番に指名され続けるパートナーになる」ことを、経営の基本方針としております。
当社グループは、この経営理念の下、適正な職務執行のための体制を整備し以下の内部統制システムを構築しています。

（1）業務の適正を確保するための体制
取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社及び子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査委員会の職務を補助する組織をグループ内部監査室とし、補助すべき使用人はグループ内部監査室に所属するグループ内部監査室長、同所属社員及びグループ内部監査室長が監査委員会の許可を得て任命した監査担当者（以下、総称して「監査担当者等」という）とします。

② 前号の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項及び監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項
監査担当者等の異動、人事考課及び給与改定については、あらかじめ監査委員会の同意を要するものとします。
また、執行役は、監査担当者等がその職務を遂行する上で不当な制約を受けないよう配慮しなければならず、監査担当者等はその職務を遂行する上で不当な制約を受けたときは、監査委員会または監査委員に報告し、不当な制約を排除するよう求めることができるものとします。監査担当者等は、監査委員会の指揮命令に従わなければなりません。

③ 当社グループの取締役、執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制、その他の監査委員会への報告に関する体制
監査委員会は、必要に応じて、監査委員以外の者を出席させ、その報告と意見を聞くことができるものとし、これにより監査委員会に出席する取締役、執行役及びその他の使用人（以下「役員・社員」という）は、監査委員会に対し、監査委員会が求めた事項について説明しなければなりません。役員・社員は、グループ内部監査室を経由して監査委員会に対し報告することができるものとします。この報告を行った役員・社員に対し当該報告を行ったことによる解雇その他の不利益が及ぶことを禁止します。
なお、役員・社員は以下の事項を報告すべき事項とします。
イ．取締役会決議により委任を受けた事項を決定したときは、当該決定に関する事項
ロ．会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実

④ 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査委員がその職務の執行について会社法に基づく費用等の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用等の債務を処理するものとします。

⑤ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査委員会は、グループ内部監査室と定期的に報告・調整を行うための連絡会を実施しています。
また、「グループ内部監査規程」を制定し、内部監査の円滑かつ効果的な運営を図る体制をとっています。さらに会計監査人とも緊密な連携を保つとともに、定期的に監査方針や監査意見交換などを行う会合を開催しています。
グループ内部監査室は、当社グループを対象にした内部監査の仕組みを確立し、方針管理、経営リスク管理を行い、当社グループの内部統制の整備及び内部監査体制の向上を図っています。

⑥ 当社グループにおける取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項その他当社グループの業務の適正を確保するための体制
当社はホールディングカンパニーとして、当社グループの経営戦略に沿ったグループ全体の経営管理を行っており、取締役会では当社グループの経営に関する重要事項の決定・承認及びすべてのグループ会社の業務執行報告を行っています。
「グループ会社運営規程」において、グループ経営に関する基本方針、管理体制及び運営基準等をはじめ、グループ全体の職務権限を定めています。グループ会社が、本規程に基づき経営状況他グループ経営に影響を及ぼす一定の重要事項の決定について、事前に当社の承認を得るとともに、一定の事項を当社に対し報告することを通じて、当社グループの事業活動の一体的な運営、管理及び支援を行っています。
グループ内部監査室は、当社グループ各社の業務を所管する部署と連携して内部統制の状況を把握し、監査委員会に報告するとともに、改善策提案を行っています。

⑦ 当社グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
「フジシールグループ倫理綱領」において、当社グループが社会の信頼を得るためにグループ各社の取締役、執行役、役員及び従業員の一人ひとりが企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値を「倫理規範」として定め、倫理規範を誠実に実践するための行動基準を「行動規範」として定めています。
加えて、「グループコンプライアンス管理規程」において、コンプライアンスの方針、体制、手順等を定めています。
コンプライアンス委員会（グループ及び地域別）は、重要な問題や重大な違反に関する業務プロセスの見直し等の再発防止策、課題の審議・決定を行います。コンプライアンス体制の維持・向上、啓発教育、取締役会への報告に加え、経営上重要な判断を伴う場合は取締役会に審議・決定を依頼します。また、コンプライアンスに関する問題を早期に発見し、適切に対応するため、疑義ある行為等について相談、通報の窓口（社外の弁護士、外部専門会社及びグループ内部監査室を含む）に直接通報できる制度（相談ホットライン）を設けています。
さらに、「グループ内部統制規程」を定めるとともにＪＳＯＸ推進委員会を設置し、財務報告の適正性の確保・強化に努めています。

⑧ 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
執行役は、当社グループ各社の株主総会ならびに取締役会議事録、稟議書、決算に関する計算書類、契約書等執行役の職務の執行に係る重要情報については、10年以上保管するものとし、「グループ情報セキュリティ方針」に基づき必要な対策を講じるとともに、監査委員会等からの閲覧の要請に備えるものとします。

⑨ 当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループを取り巻く業務執行上のリスクに対する基本方針及び管理体制を定めた「グループリスク管理規程」により、経営の健全・安定化を図

り、これにより経営効率を高め、株主の利益及び社会的信用の向上を図ることとしています。
グループ全体及び各地域に潜在するリスクを把握し、各リスクの重大性をリスクマップにまとめた上で、これに対応する体制を整備することを、リスク管理の基本フレームとしています。
また本規程に基づき、グループの防災体制・危機管理体制を整備し、想定されるリスクの周知及び共有化を進め、リスク発生の際の迅速かつ適切な情報伝達と対応及び再発防止に取り組んでいます。

⑩ 当社グループにおける取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
前記「グループ会社運営規程」を中心とした規程体系に基づき、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備しています（2019年6月には、本規定の別表「職務権限表」の改定を行いました）。
経営理念を基軸に、中期及び年次の事業計画に基づいて目標達成のために活動し、その業務執行状況を取締役会に報告し、取締役会の評価を受けます。ITT技術を活用したテレビ会議などで業務の効率化を図るとともに、定期的及び随時必要に応じた事業報告・リスク報告などを通じ、経営上重要な情報を識別し、確実にこれを取締役会にフィードバックする体制を確保しています。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
① 当社グループのコンプライアンス体制についての運用状況
当社は、グループコンプライアンス委員会を定期的に開催し、年度ごとにコンプライアンスに関するテーマ・取組事項の設定を含む取組計画を策定、施策を実施するとともに、啓発活動等を行っています。
また、当社グループの役員によるコンプライアンス宣言書への署名及び当社グループの役員・社員へのコンプライアンスカードの配布ならびに教育により、法令、社内規程の遵守のみならず企業倫理に則った行動指針を明確にし、その実効性の確保に向けた取り組みを行いました。
相談ホットラインは、秘密保持の徹底と不利益な取扱いの禁止が確保されており、その通報状況はコンプライアンス委員会と取締役会及び監査委員会において定期的に報告されています。

② 当社グループのリスクマネジメント体制についての運用状況
当社グループでは「グループリスク管理規程」に基づき、グループ全体及び各地域に潜在するリスクの重大性をリスクマップにまとめ、各リスクに対応する体制を整備するとともに、このリスクマップを基に各地域で取組計画を策定し、継続的な取り組みを行っています。
当社グループのリスクマップにおいては、顧客情報の流出、火災、労務問題、システム障害・サイバー攻撃、贈収賄・取引先への不正行為要求、自然災害・感染症、環境問題など、当社を取り巻く多種多様なリスク事象について、発生可能性と経営への影響度を基にリスク評価を行っています。
また同時に、当社グループの経営に重大な影響を与える可能性のある不測の事態が発生した場合の緊急連絡網を整備しています。
またリスクモニタリング機能として監査委員会の指示のもとグループ内部監査室により実施される内部監査及び必要に応じて実施される第三者によるリスク管理体制の監査が実施され監査委員会及び代表執行役に報告されています。

③ 当社グループにおける取締役等の職務執行についての取組状況
当社グループでは「取締役会規則」に基づき、当事業年度において5回の取締役会が開催されました（延べ9日間合計51時間超の審議）。
取締役会では、中期経営計画・事業戦略・年次事業計画・投資戦略・財務管理等をはじめ、ＥＳＧ（環境・社会・企業統治）に関する課題やグループ経営のあり方、ステークホルダーとの関係、さらに持分法適用会社の完全子会社化について精力的に審議を行いました。また当社グループ各社の業務執行状況が報告され、経営目標の達成状況、経営課題やリスク、それらに対する対応策・打開策等について議論を行いました。

④ 当社グループにおける業務の適正を確保するための取組状況
監査委員会は「監査委員会規則」に基づき、当事業年度において6回開催されました。監査委員会では監査計画や監査方針、内部統制等について審議されました。
また、グループ内部監査室は監査委員会の指示に基づき、当社グループ会社を対象にした監査を実施し、改善提案を実施しました。相談ホットラインの相談窓口が内部監査室にも設置されており、社外取締役のみで構成される監査委員会にも通報することができるようになっています。

## 2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社グループは、“ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、断固たる態度で対応すること ”を基本方針としています。
2．反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社グループは、「フジシールグループ倫理綱領」において、反社会的勢力との関係遮断を明文化し、役員、社員の行動規範として定めています。
「企業防衛対策協議会」に加盟しており、総務部門を主管として情報の集約を図り、反社会的勢力に対して常に注意を払うこととしています。
また、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合に、関係を遮断することを可能とする取り決めを各取引先との間ですすめるとともに、弁護士及び警察等の外部専門機関との緊密な連携のもと、適切な対応をとることができる体制を整備しています。

# Vその他

## 1. 買収防衛策の導入の有無

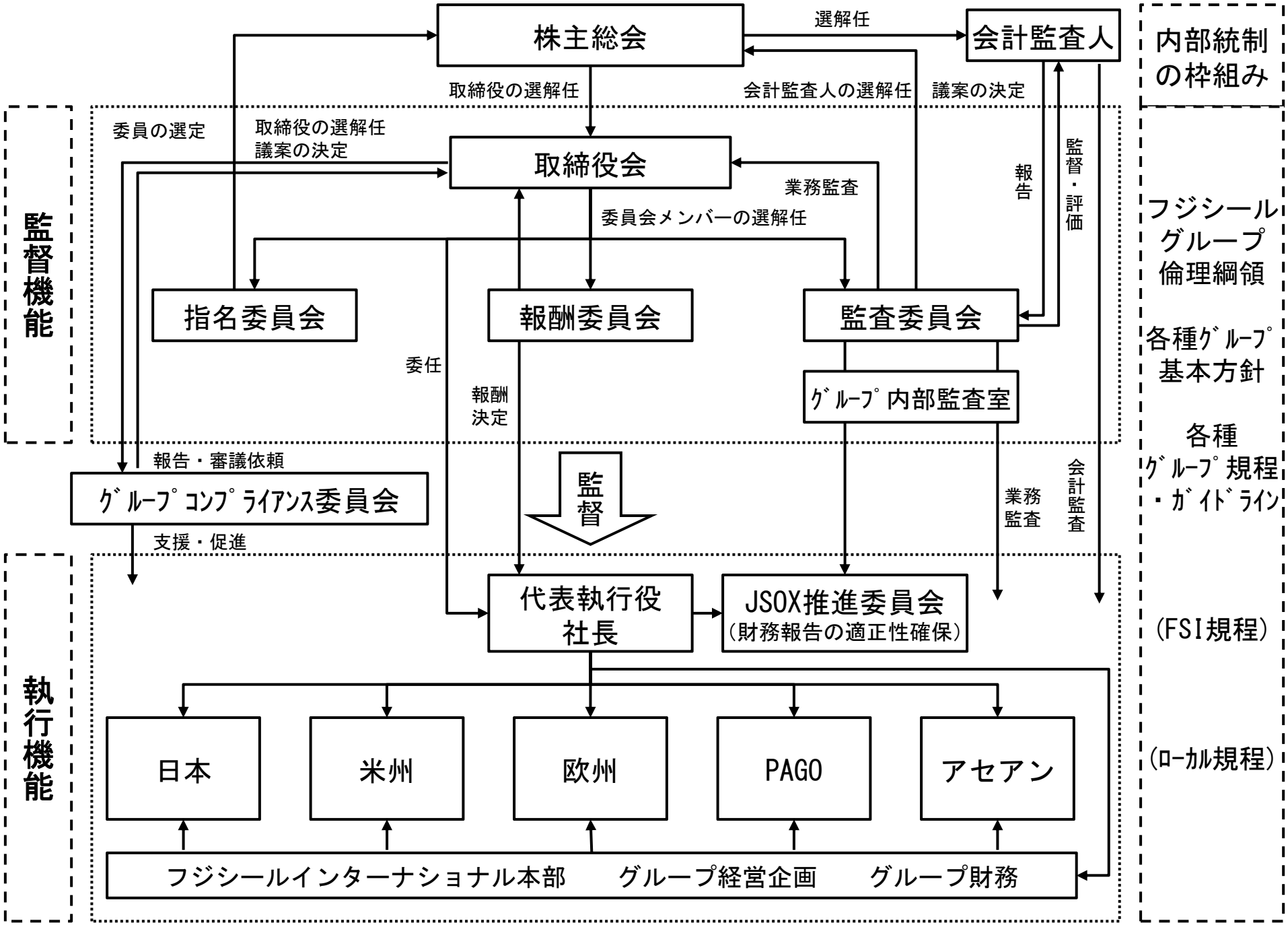
| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

### 該当項目に関する補足説明

―――

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社グループの企業価値向上のため、コーポレート・ガバナンスの充実に向けて、経営の意思決定、業務執行及び監督、さらにグループ統制、情報開示などについて適切な体制を整備し、必要な施策を実施してまいります。
(添付資料)
- コーポレート・ガバナンス体制模式図
- 適時開示体制概要の内容


株主総会
選解任
会計監査人
内部統制の枠組み
取締役の選解任
会計監査人の選解任
議案の決定
監督機能
委員の選定
取締役の選解任
議案の決定
取締役会
業務監査
報告
監督・評価
委員会メンバーの選解任
フジシールグループ倫理綱領
指名委員会
報酬委員会
監査委員会
委任
報酬決定
ｸﾞﾙｰﾌﾟ内部監査室
各種ｸﾞﾙｰﾌﾟ基本方針
報告・審議依頼
ｸﾞﾙｰﾌﾟｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ委員会
監督
業務監査
会計監査
各種ｸﾞﾙｰﾌﾟ規程・ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ
支援・促進
代表執行役社長
JSOX推進委員会
(財務報告の適正性確保)
(FSI規程)
執行機能
日本
米州
欧州
PAGO
アセアン
(ローカル規程)
フジシールインターナショナル本部
グループ経営企画
グループ財務

□適時開示体制概要の内容

1．内部統制の環境

当社は、指名委員会等設置会社であり、グループ全体の経営に対するコーポレートガバナンスの強化及び株主・投資家に対して、経営に対する透明性の向上を図っております。取締役会は、社外取締役4名を含む取締役6名で構成されており、取締役会の下には社外取締役が過半数で構成する指名・報酬・監査の3委員会を設置し、さらに監査委員会の下に「グループ内部監査室」を設置して、経営に関する監督機能を強化しております。

また、当社は、ホールディングカンパニーとして、フジシールグループの経営戦略に沿ったグループ全体の経営管理を行っており、取締役会ではフジシールグループの経営に関する重要事項の決定・承認及び全てのグループ会社の業務執行報告を行っております。

2．会社情報の開示方針

当社は、会社情報の適切な開示に関して、当社取締役会で決定した事項や各グループ会社の業務執行報告などで把握した事項のうち、金融商品取引法その他関連法令の定める「企業内容等の開示制度」及び東京証券取引所の定める「適時開示規則」により、開示が必要な重要事項、投資家の投資判断に有用な情報であると判断した情報について、適時・適切な開示活動に努めております。

3．当社グループの会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

決定事実

当社取締役会の事務局であるフジシールインターナショナル本部＜以下、FSI本部とする＞が策定、または各グループ会社から付議された議題について、適時開示項目に該当するか、FSI本部において事前に検討しております。

適時開示項目に該当すると判断される場合、開示内容を立案し、取締役会によって決議をすると同時に開示内容についての承認も行い、迅速に情報開示を行っております。

発生事実

発生事実については、各グループ会社の関係する担当役員等の報告をもとに、代表執行役社長及び情報取扱責任者を交え討議・検討され、発生事実の情報が適時開示項目に該当するかの判断を行っております。

情報取扱責任者が、開示内容を立案し取締役会による決議を経て、また緊急の場合には取締役会に事後に承認を受ける方法で、迅速に情報開示を行っております。

決算に関する情報

当社の取締役会は、各グループ会社の執行責任者による業務報告を実施しており、全てのグループ業績に関しての情報を把握・管理しております。また、これらの各グループ会社の事業運営、経営成績または財政状態に関する情報は、当社FSI本部において集約・管理しており、これらの情報をもとに「業績予想の修正」等適時開示項目に該当するか、FSI本部において検討し、情報取扱責任者が判断を行っております。

適時開示項目に該当すると判断される場合、開示内容を立案し、取締役会による決議を経て、迅速に情報開示を行っております。

また、適時開示体制の概要（模式図）は〔別紙〕のとおりであります。

4．会社情報の内部情報管理及び内部者取引に係る社内体制

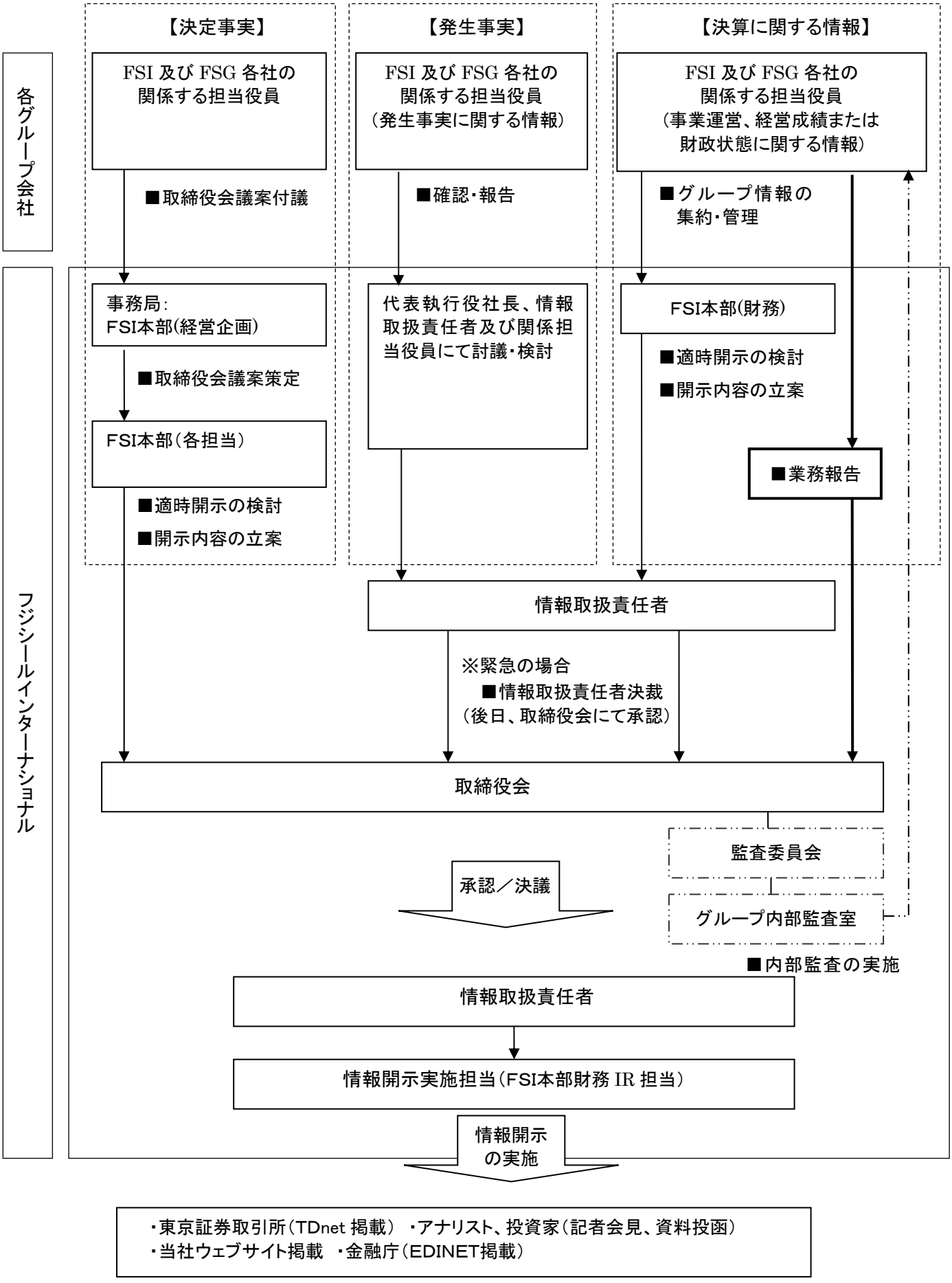
適時開示までの間における重要事実の取扱につきましては、内部情報の管理と内部者取引の未然防止を目的に、「グループディスクロージャー規程」及び「グループインサイダー取引防止規程」を定めております。

内部情報の公表に関しては、金融商品取引法、関係政省令等に定める諸規則に基づき、内部情報の公表の方法、内部情報の開示等に関して規定を行っており、また、自社株式の売買についても、役員のほか内部情報を知り得る可能性のある関係部署に所属する従業員及びその家族等（会社関係者）の自社株式の売買に対して、事前に情報取扱責任者に報告・承認を得なければならないなどの規制を行っております。

5．会社情報の適時開示に係る社内体制のチェック機能

当社は、執行役から独立性をもたせ、監査委員会の傘下に「グループ内部監査室」を設置し、海外子会社を含めたグループ会社全体を対象にした内部監査の仕組みを確立し、方針管理、経営リスク管理を行い、当社グループ全体の内部統制の整備及び内部監査体制の向上を図っております。

〔別紙〕 適時開示体制の概要（模式図）




・東京証券取引所（TDnet 掲載） ・アナリスト、投資家（記者会見、資料投函）
・当社ウェブサイト掲載 ・金融庁（EDINET掲載）